

第1章 総則

1. 趣旨

この指針は、水道法、燕・弥彦総合事務組合給水条例、同給水条例施行規程等に基づき、給水装置工事の設計、及び施行等に関し必要な事項を定め、もって当組合水道事業の健全な発展とその適切かつ合理的な運営に資することを目的とする。

2. 用語の定義

用語	概要	
管理者	燕・弥彦総合事務組合水道事業管理者のこと。	
指定給水装置工事事業者 (以下、工事事業者)	水道法第16条の2第1項により管理者が指定した事業者のこと。	
給水装置工事主任技術者 (以下、主任技術者)	水道法第25条の4第1項により工事事業者が選任した者で次の職務がある。 ・給水装置工事に関する技術上の管理 ・給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督 ・給水装置の材料が基準適合品であることの確認 ・管理者との給水装置工事に関する連絡調整 ・その他厚生労働省令で定める職務	
配水管	浄水を輸送、分配、及び供給する機能を持ち、管理者の施設となっているもの。	
給水管	申込者が給水の目的で、配水管、または他人名義の給水装置から分岐し布設する管をいう。	
給水用具	給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具のこと。	
給水装置	申込者に水を供給するため、配水管、または他人名義の給水装置から分岐して設けられた給水管、及びこれに直結する給水用具のこと（配水管等と直結されていない受水槽以下は給水設備）。	
直結給水 方式	直結直圧給水 方式	給水装置の末端水栓まで配水管の直圧により給水する方式。 ※3階建ての建物について特例あり。
	直結増圧給水 方式	配水管から引き込まれた給水管に増圧給水装置を直結し、水圧を増圧させて給水する方式。
受水槽方式	配水管から分岐した給水管で水道水を受水槽に受水した後、これをポンプで高置水槽へ揚水し、自然流下で給水する方法。 (高置水槽を設置しない場合もあり)	

3. 給水装置工事の種類

(1) 新設工事

① 新設引込

- ア. 配水管から第一止水栓までを新規に配管する工事
- イ. 配水管から分譲地等における共同管の第一止水栓までを新規に配管する工事

② 新設引込・給水

上記①に加え、その二次側も新規に配管のうえ、水道メーターを設置して給水する工事。

③ 新規開栓

過去に給水した経歴の無い給水管に、新規に水道メーターを設置して給水する工事。

※特記事項等

・地区によっては給水管に第一止水栓が無い場合がある。その場合は、申込者から経費負担の承諾を得たうえで設置すること。

(2) 改造工事

- ① 過去に給水した経歴がある給水装置の口径や材料、配管、位置等に変更を加える工事。
- ② 水道メーターの口径や位置を変更する工事。

(3) 修繕工事

- ① 給水装置の破損個所の修理や布設替え等を行う工事で、給水栓の数量を変えないもの。

(4) 撤去工事

- ① 以後、使用予定の無い給水管の撤去等を行う工事。

☞ **関連事項**

・具体的な撤去・閉止方法等は第10章(21ページ)を参照のこと。

4. 許認可を要する工事の注意事項

道路や河川などの許認可を要する工事の場合、関係官公署等と十分に協議を行うこと。

また、工事の施行にあたり別冊の「給水管取出工事などの占用許可工事における注意事項」を徹底すること。

5. 手数料等

給水装置工事の竣工検査を申し込む際に「設計審査・検査手数料」を納入する。

工事の種類に関わらず、1件あたり1,000円とする。

※**特記事項等**

- ・加入金、負担金は不要。
- ・配水管から給水管を分岐取出しする際の工事費用は、口径や延長に関わらず、申込者の負担となる。